

専決処分の報告について

秦野市市税条例及び秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

秦野市長 高橋昌和



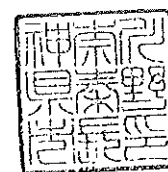


専 決 処 分 書

秦野市市税条例及び秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地方税法の一部改正により、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う軽自動車税種別割の名称に変更等が生じたため、改正する。



秦野市市税条例及び秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市市税条例の一部改正)

第1条 秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条及び第30条の2中「環境性能割及び種別割」を「軽自動車税」に改める。

第31条の見出し、同条各号列記以外の部分、第32条（見出しを含む。）、第33条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条の2を削る。

第34条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第35条第2項前段中「法第443条第3項ただし書」を「法第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「法第443条第3項ただし書」を「法第443条第2項ただし書」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第39項の前の見出し中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同項中「法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第41項において「初回車両番号指定」という。）」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第40項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第41項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改める。

附則中第42項から第47項までを削る。

附則中第48項の前の見出し、同項及び第49項を削り、第50項を第42項とする。

(秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（令和4年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条から第4条までの規定中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第14号 秦野市市税条例及び秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p><b>秦野市市税条例の一部改正</b></p>	
<p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する納税証明事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象の軽自動車又は2輪の小型自動車に係る<u>軽自動車税</u>が天災その他のやむを得ない理由により滞納されている場合において、その滞納の事実及びその理由とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第30条 日本赤十字社が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、直接その本来の事業のために使用するもので、救急用のものに対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第30条の2 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものについては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>	<p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する納税証明事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象の軽自動車又は2輪の小型自動車に係る<u>種別割</u>が天災その他のやむを得ない理由により滞納されている場合において、その滞納の事実及びその理由とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第30条 日本赤十字社が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、直接その本来の事業のために使用するもので、救急用のものに対しては、<u>環境性能割及び種別割</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第30条の2 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものについては、<u>環境性能割及び種別割</u>を課さない。</p>

(軽自動車税の税率)

第31条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。

(1) - (3) (略)

(軽自動車税の納期)

第32条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税に関する申告及び報告)

第33条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 - 4 (略)

(種別割の税率)

第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。

(1) - (3) (略)

(種別割の納期)

第32条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割に関する申告及び報告)

第33条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 - 4 (略)

(環境性能割の減免)

第33条の2 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要と認める者その他特別の事情がある者が取得する3輪以上の軽自動車であって、規則で定めるものについて、環境性能割を減免する。

2 環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項は、規則で定める。

(軽自動車税の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、規則で定めるものに対し、軽自動車税を減免する。

(1)－(4) (略)

2 前項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、市長に対し、その軽自動車等の提示（市長が提示に代わると認める書類の提出があるときは、その書類の提出）をしなければならない。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する軽自動車税の減免について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第35条 (略)

2 法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に標識交付申請書を提出し、かつ、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおけるその原動機付自転車又は小型特

(種別割の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、規則で定めるものに対し、種別割を減免する。

(1)－(4) (略)

2 前項第3号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、市長に対し、その軽自動車等の提示（市長が提示に代わると認める書類の提出があるときは、その書類の提出）をしなければならない。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する種別割の減免について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第35条 (略)

2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に標識交付申請書を提出し、かつ、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により種別割を課されないこととなったときにおけるその原動機付自転車又は小型特殊自動車の所

殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3-5 (略)

6 第2項に規定する標識及び第3項に規定する証明書の交付を受けた者は、その原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又はその原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、その標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

7・8 (略)

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

39 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対するその軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第41項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

有者又は使用者についても、また、同様とする。

3-5 (略)

6 第2項に規定する標識及び第3項に規定する証明書の交付を受けた者は、その原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又はその原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、その標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

7・8 (略)

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

39 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対するその軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

40 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

41 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(略)

40 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

41 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

42 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア（ウ）中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

4 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例）

4 4 市長は、当分の間、第30条及び第30条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

4 5 市長は、当分の間、第33条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

4 6 法第454条の規定による申告納付は、当分の間、神奈川県知事に行うものとする。

(寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄)

4 2 (略)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

4 7 本市は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(軽自動車の環境性能割の税率の特例)

4 8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する法第451条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	100分の1	100分の0.5
第2項	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

4 9 自家用の3輪以上の軽自動車に対する法第451条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄)

5 0 (略)

## 秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正

### 秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。次条において「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、軽自動車税の徴収方法及び税率について、秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の特例を定める。

(徴収方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。第4条において同じ。）、契約者（特例法第2条第5項に規定する契約者をいう。第4条において同じ。）及び軍人用販売機関等（特例法第2条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。第4条において同じ。）が所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（同条において「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税は、地

### 秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。次条において「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の特例を定める。

(徴収方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。第4条において同じ。）、契約者（特例法第2条第5項に規定する契約者をいう。第4条において同じ。）及び軍人用販売機関等（特例法第2条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。第4条において同じ。）が所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（同条において「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別

方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第3条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、本市が発行する証紙を購入することによって、その軽自動車税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に押印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第4条 合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等が所有する軽自動車等のうち、次の各号に掲げる軽自動車等に対する軽自動車税の税率は、秦野市市税条例第31条の規定にかかわらず、1台につき、それぞれの各号に定める額とする。

(1) - (3) (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

割は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第3条 前条に規定する軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において、本市が発行する証紙を購入することによって、その軽自動車税の種別割を納付しなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に押印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第4条 合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等が所有する軽自動車等のうち、次の各号に掲げる軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率は、秦野市市税条例第31条の規定にかかわらず、1台につき、それぞれの各号に定める額とする。

(1) - (3) (略)

## 地方税法の一部改正に伴う市税条例等の改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行される部分について、専決処分により次のとおり秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）及び秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（令和4年秦野市条例第2号）の一部を改正したものです。

### 1 改正の概要

地方税法の改正により、軽自動車購入時に燃費性能に応じて課税される「軽自動車税環境性能割」が、令和8年3月31日をもって廃止となりました。従来、軽自動車税は「軽自動車税環境性能割」及び「軽自動車税種別割」の2種類がありましたが、この改正により、「軽自動車税環境性能割」が廃止され、また、「軽自動車税種別割」が「軽自動車税」に名称変更されたため、必要な改正をするものです。

さらに、秦野市市税条例については、グリーン化特例が適用される車両に対する軽自動車税の軽減税率の適用期間の終了日が、燃費基準の厳格化を行ったうえで、従来の令和8年3月31日から令和10年3月31日へ2年間延長されたこと、及び条例で引用する地方税法の条項に移動が生じたため、必要な改正をするものです。

### 2 改正の背景

軽自動車税環境性能割は、軽自動車の取得者に対し、車両の環境性能等に応じて取得価額の2パーセントを限度に課税となるものですが、自動車市場の活性化を図るとともに、取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって廃止となりました。

また、グリーン化特例は燃費性能等の優れた車両に対し、軽自動車税の税率を軽減する特例措置ですが、脱炭素社会の実現を推進し、環境負荷の少ない車両への買い替えを促進するため、燃費基準の厳格化を行ったうえで、2年間延長されることとなりました。

### 3 施行日

令和8年4月1日